

## 八戸市復興計画検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 八戸市震災復興本部設置要綱(平成23年5月11日実施)第5条に基づき、八戸市復興計画(以下「復興計画」という。)の策定に当たり、関係分野の有識者等及び学識経験者の意見を反映させるため、八戸市復興計画検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

### (職務)

第2条 検討会議は、復興計画案の策定に関し、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長へ報告する。

- (1) 震災復興の基本方針に関すること。
- (2) 復興計画案に掲げる施策・事業に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議は、関係分野の有識者等又は学識経験者の中から市長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、復興計画案の策定をもって終了する。

### (座長及び副座長)

第5条 検討会議に、座長及び副座長各1名を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 検討会議の会議は、座長が招集し、座長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の検討会議は、市長が招集する。

- 2 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 検討会議の庶務は、総合政策部政策推進課震災復興推進室において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年5月11日から実施する。